

【Ⅲ－１ 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価や医薬品の安定供給の確保等－①】

## ① 入退院支援の推進

### 第１ 基本的な考え方

質の高い入退院支援を推進する観点から、入退院支援加算の要件を見直すとともに、ヤングケアラーの実態を踏まえ、入退院支援加算の対象患者を見直す。

### 第２ 具体的な内容

1. 入退院支援加算１及び２について、算定対象である「退院困難な要因を有する患者」として、ヤングケアラー及びその家族を追加する。

改 定 案	現 行
<p>【入退院支援加算１及び２】 [算定要件]</p> <p>(2) 入退院支援加算１にあつては、入退院支援及び地域連携業務に専従する職員（以下「入退院支援職員」という。）を各病棟に専任で配置し、原則として入院後３日以内に患者の状況を把握するとともに退院困難な要因を有している患者を抽出する。また、入退院支援加算２にあつては、患者の入院している病棟等において、原則として入院後７日以内に退院困難な要因を有している患者を抽出する。なお、ここでいう退院困難な要因とは、以下のものである。</p> <p>ア～コ （略）</p> <p><u>サ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等であること</u></p> <p><u>シ 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること</u></p> <p><u>ス その他患者の状況から判断してアからシまでに準ずると認められる場合</u></p>	<p>【入退院支援加算１及び２】 [算定要件]</p> <p>(2) 入退院支援加算１にあつては、入退院支援及び地域連携業務に専従する職員（以下「入退院支援職員」という。）を各病棟に専任で配置し、原則として入院後３日以内に患者の状況を把握するとともに退院困難な要因を有している患者を抽出する。また、入退院支援加算２にあつては、患者の入院している病棟等において、原則として入院後７日以内に退院困難な要因を有している患者を抽出する。なお、ここでいう退院困難な要因とは、以下のものである。</p> <p>ア～コ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>サ その他患者の状況から判断してアからコまでに準ずると認められる場合</u></p>

2. 入退院支援加算 1 の施設基準において、転院又は退院体制等に係る連携機関の数を 20 以上から 25 以上に変更するとともに、評価を見直し、当該連携機関の職員との面会について、ICT を活用した対面によらない方法により実施することを認める。

改 定 案	現 行
<p>【入退院支援加算 1】 [算定要件]</p> <p>イ 一般病棟入院基本料等の場合 700点</p> <p>ロ 療養病棟入院基本料等の場合 1,300点</p> <p>【入退院支援加算 1】 [施設基準]</p> <p>(4) 転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い、連携する保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等（以下「連携機関」という。）の数が25以上であること。また、(2)又は(3)の職員と、それぞれの連携機関の職員が年3回以上の頻度で対面又はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて面会し、情報の共有等を行っていること。面会には、個別の退院調整に係る面会等を含めて差し支えないが、年3回以上の面会の日付、担当者名、目的及び連携機関の名称等を一覧できるよう記録すること。</p> <p>[経過措置]</p>	<p>【入退院支援加算 1】 [算定要件]</p> <p>イ 一般病棟入院基本料等の場合 600点</p> <p>ロ 療養病棟入院基本料等の場合 1,200点</p> <p>【入退院支援加算 1】 [施設基準]</p> <p>(4) 転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い、連携する保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等（以下「連携機関」という。）の数が20以上であること。また、(2)又は(3)の職員と、それぞれの連携機関の職員が年3回以上の頻度で面会し、情報の共有等を行っていること。なお、面会には、個別の退院調整に係る面会等を含めて差し支えないが、年3回以上の面会の日付、担当者名、目的及び連携機関の名称等を一覧できるよう記録すること。</p> <p>[経過措置]</p>

<p><u>1の(4)に掲げる「連携する保険医療機関」等の規定については、令和4年3月31日において現に入退院支援加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、当該基準を満たすものとみなすものであること。</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------